

# 5 (仮称) 第2期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託 仕様書

## 1 業務名

5 (仮称) 第2期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託

## 2 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和6年(2024年)3月15日まで

## 3 業務目的

本業務は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村における子どもの貧困対策計画である「つくば市子ども未来プラン」(以下「プラン」という)の改訂に向けた基礎資料とするため、子どもの貧困に関する支援情報等を集約したデータ(以下「集約データ」という)の分析を実施し、報告書を作成するほか、可視化された課題に対して、改善及び支援策の検討を行う。

また、関係法令及び国が提示する指針その他の通知並びに社会情勢、つくば市子ども未来懇話会の意見等を勘案した上で、今後の子どもの貧困に関する支援を包括的・包摂的に推進するために、市としての基本方針、目標設定、目標達成に向けた各種取組を検討し、「(仮称)第2期つくば市子ども未来プラン」を策定することを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) 計画準備

業務目的及び業務内容を把握した上で、業務全体の作業方針、工程計画等を立案、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

### (2) 資料収集・整理

市の子どもの貧困に関する現状のデータ、施策、その他本業務の検討に必要な資料の収集・整理を行う。

子ども未来懇話会、子ども未来庁内連携会議での意見をふまえ、子どもの貧困に関する政策の方向性を整理し、プラン策定に必要な資料の収集・整理を行う。

また、国内におけるその他先進事例の情報収集を行い、市において取り入れる可能性のある事項等を抽出する。

### (3) 支援情報等データの分析

#### (7) 分析項目の検討

「(仮称)第2期つくば市子ども未来プラン」の策定に向け、複数年蓄積した集約データ

について分析項目の事前検討を行う。

分析項目については、つくば市こども未来プランの成果指標（アウトカム指標）等の過去の調査結果と一定の比較が可能な内容を基本とし、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

#### (イ) 分析結果の集計

複数年蓄積した集約データを項目ごとに集計を行い、また年度ごとの経過についても推移が分かるよう集計する。あわせて、学校区別、経済的支援状況別等の属性ごとのクロス集計を行い、集計結果をとりまとめた「集約データ分析結果報告書」を作成する。

#### (ウ) 分析結果による施策提案

分析結果を基に、現在のプラン掲載の支援事業の将来需要度を推計するとともに、子どもの貧困に係る現状の分析と、その内容に基づき市内全域や各地域の課題を抽出し、各支援の実情に応じた施策や今後必要となる施策を提案する。

### (4) こども未来プラン策定支援

#### (ア) 施策の検討及びプラン大枠案の作成

プランの策定にあたり、「4.3 支援情報等データの分析」の結果をふまえ、こども未来課との協議を重ね、市が取り組む課題を段階的に設定するとともに、市の子育て支援事業の基本目標、重点施策、目標値等について検討し、「(仮称) 第2期つくば市こども未来プラン」大枠案を作成する。

なお、段階的に取り組む課題、目標及びKPIを決定するための分析手法についても、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

#### (イ) プラン骨子案の作成

こども未来課との協議を重ね、国・県の政策の方向性、市の既存の関連計画との整合を図り、懇話会の意見をふまえ、「(仮称) 第2期つくば市こども未来プラン」骨子案を作成する。計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

#### (ウ) パブリックコメントの意見等の対応

パブリックコメントの意見集約や意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

### (5) 打合せ協議

打合せ協議については、次の区切りにおいて実施する。なお、業務着手時、成果品納入時は管理技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 集約データの分析時
- (3) プラン策定時（大枠案、骨子案、最終案）
- (4) こども未来庁内連携会議及びこども未来懇話会開催時（必要に応じて出席）



成 15 年法律第 57 号) 等の関係法令を遵守し、つくば市個人情報保護条例 (平成 27 年条例第 28 号) の規定により、個人情報を取り扱う業務を適切に履行しなければならない。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、発注者と受託者が速やかに協議した上で、発注者の指示を受けるものとする。

以上